

地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期目標（案）パブリック・コメント提出意見の概要及び意見に対する市の考え方（案）  
意見募集期間：令和3年9月1日（水）～令和3年9月30日（木）

資料1

受付状況	第2期中期目標（案）該当箇所	提出された意見の概要	提出された意見に対する市の考え方（案）	区分（案）
受付1-1	第2期中期目標（案）全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリック・コメント中期目標（案）の構成が不十分な点が多いのでは。</li> <li>・今後4年間の期間であれば、まずは方針を明確にしてほしい。</li> <li>・案の策定に起承転結やPDCAによるマネジメントシステムの構成とすべきではないか。</li> <li>・方針→目的目標→実行計画→検証→継続改善からの方針の見直しへと進めるべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標の構成については、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条に策定すべき項目が定められております。</li> <li>・方針については、第2期中期目標（案）の前文において、法人に対して公共性の高い医療を求めることを明確に示していると考えております。</li> <li>・PDCAなどについては、法の規定に基づき、中期目標による市から法人への指示、法人による目標達成のための中期計画及び年度計画の策定、業績評価に対する外部有識者で構成される評価委員会への意見聴取、見込評価及び期間評価等による業績評価の次期中期目標及び中期計画への反映などのPDCAサイクルが制度化されております。</li> <li>・以上の点について、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</li> </ul>	F その他（質問への回答、状況説明など）
受付1-2	1ページ 前文（記載文章は省略）	前文に、市として、トップの方針を明確にすること。	方針につきましては、前文において法人に対して公共性の高い医療を求めることを明確に示していると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	E 検討の結果、中期目標（案）に反映しない
受付1-3	1ページ 第1 中期目標の期間 2022（令和4）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までの4年間とする。	第1 中期目標の期間 中期目標の期間は妥当か。	中期目標の期間は法第25条のより3年以上5年以下と規定されており、法第15条の規定に基づく法人の理事長の任期4年間と期間を合せておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	E 検討の結果、中期目標（案）に反映しない
受付1-4	2～3ページ 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 医療サービスの向上 2 医療提供体制の整備	第2-1、第2-2は、目的目標を達成するための実行計画の一部なのか。	中期目標は、法第25条に基づき、市が法人に対して指示する達成すべき目標であり、法人がこの目標達成に向けた実行計画を中期計画において策定し業務を遂行する仕組みでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	F その他（質問への回答、状況説明など）

地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期目標（案）パブリック・コメント提出意見の概要及び意見に対する市の考え方（案）  
意見募集期間：令和3年9月1日（水）～令和3年9月30日（木）

資料1

受付状況	第2期中期目標（案）該当箇所	提出された意見の概要	提出された意見に対する市の考え方（案）	区分（案）
受付1-5	3～6ページ 第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 患者・住民サービスの向上 4 地域医療連携の強化 5 信頼性の確保	第2-3、第2-4、第2-5は、目的目標に相当するののか。	ご指摘のとおり、中期目標は、法第25条に基づき、市が法人に対して指示する達成すべき目標であり、法人が中期計画を策定する際の指針という側面を有しております。	F その他（質問への回答、状況説明など）
受付1-6	6～7ページ 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築 2 勤務する職員に魅力ある病院づくり	第3-1、第3-2は、目的目標実現のための手段の一部なののか。	中期目標は、法第25条に基づき、市が法人に対して指示する達成すべき目標であり、法人がこの目標達成に向けた実行計画を中期計画において策定し業務を遂行する仕組みでありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	F その他（質問への回答、状況説明など）
受付1-7	7ページ 第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	第4は検証すべき事項なので、必ず外部のチェックと内部監査を実施してほしい。	外部監査については、法の規定する条件（※）に西部医療機構は該当しないため、法人の監査規程により実施している監査によって信頼性は担保されているものと考えております。また、法及び市条例の規定により目標設定や評価等のPDCAサイクルの各過程において、外部有識者で構成される評価委員会が関与する制度としておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。 ※いずれかに該当する法人①資本金額 100億円以上②負債額 200億円以上	C 中期目標案は修正しないが、法人が中期計画策定の際に検討する
受付1-8	7ページ 第5 その他業務運営に関する重要事項	第5は、見直しする際の事項の一部なののか。	ご指摘のとおり、第2期中期目標（案）における「第5その他業務運営に関する事項」については、第1期中期目標期間終了時に見込まれる業績評価の結果を踏まえて、見直しを行っております。	F その他（質問への回答、状況説明など）

地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期目標（案）パブリック・コメント提出意見の概要及び意見に対する市の考え方（案）  
意見募集期間：令和3年9月1日（水）～令和3年9月30日（木）

資料1

受付状況	第2期中期目標（案）該当箇所	提出された意見の概要	提出された意見に対する市の考え方（案）	区分（案）
受付2-1	4ページ 第2-3 患者・住民サービスの向上 (1) 患者及び患者家族の満足度向上への取組  職員全員が <u>患者のニーズを的確にとらえ</u> 、患者一人ひとりの個別性に配慮した対応・診療を行うことにより、患者満足度を向上させること。また、職員一人ひとりが接遇の重要性を認識し、接遇の向上に努めること。	職員全員が <u>患者の苦情、要望に対して積極的な改善に取組むとともに</u> 、患者一人一人の個別性に配慮した対応・診療を行うことにより、患者満足度を向上させること。	患者の苦情、要望のほか、発出されない意見を含めて「患者のニーズを的確にとらえ」という文言としておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、患者さんやご家族等、来院する方への対応や接遇は重要な項目と考えておりますので、ご指摘の内容について法人と共有して参ります。	E 検討の結果、中期目標（案）には反映しない
受付2-2	4ページ 第2-3-3(3) 健康増進、疾病の予防及び予防医療の活動  筑波大学ヘルスサービス開発研究センター地域予防医学部門筑西市研究室による研究成果や知見を活かした特色ある地域住民に対する健康の維持・増進や疾病の予防・治療等に関するセミナー及び <u>講座等</u> を開催し、啓発活動を積極的に行うこと、病院職員が地域住民や関係者と協働していくこと。	筑波大学ヘルスサービス開発研究センター地域予防医学部門筑西市研究室による研究成果や知見を活かした特色ある地域住民に対する健康の維持・増進や疾病の予防・治療等に関するセミナー及び <u>講座（いきいき寺子屋、出前講座）等</u> を開催し、啓発活動を積極的に行うこと、病院職員が地域住民や関係者と協働していくこと。	中期目標は、法第25条に基づき、市が法人に対して指示する達成すべき目標であり、法人がこの目標達成に向けた具体的な取組を中期計画において策定し業務を遂行する仕組みとなっております。また、いきいき寺子屋、出前講座については、市が開催する事業であることから、その開催を法人に要請することは適当ではないと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	E 検討の結果、中期目標（案）には反映しない
受付2-3	第2-4-2) 地域医療支援病院としての取組  地域医療支援病院として、 <u>かかりつけ医との機能分担・連携を深め</u> 、紹介・逆紹介や医療機器の共同利用の推進、地域の医療従事者向けのセミナーやミーティングを開催など、地域の医療を支援し地域の医療機関との連携を強化すること。	地域医療支援病院として、 <u>かかりつけ医との機能分担・連携を深める為に、更に地域医療連携登録証の交付への取組みにも重点を置き</u> 、紹介・逆紹介や医療機器の共同利用の推進、地域の医療従事者向けのセミナーやミーティングを開催など、地域の医療を支援し地域の医療機関との連携を強化すること。	中期目標は、法第25条に基づき、市が法人に対して指示する達成すべき目標であり、法人がこの目標達成に向けた具体的な取組については、中期計画において策定し業務を遂行する仕組みとなっております。そのため、地域医療連携登録証の交付など具体的な取組等について中期計画において検討されるものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	C 中期目標案は修正しないが、法人が中期計画策定の際に検討する

受付状況	第2期中期目標（案）該当箇所	提出された意見の概要	提出された意見に対する市の考え方（案）	区分（案）
受付2-4	<p>第2-5-(3) 地域や関係者に開かれた医療施設としての取組</p> <p>地域住民や関係者が共に病院づくりに参加できるように積極的な施設の開放に努めるとともに茨城県西部メディカルセンターと地域住民が医療に関する問題意識を共有し、お互いが支え合う関係を構築できるよう努めること。また、<u>茨城県西部メディカルセンター及び筑西診療所、筑西市</u>、さらには近隣市町村のホームページや広報紙等を活用し、情報の発信や共有を図ること。</p>	<p>地域住民や関係者が共に病院づくりに参加できるように積極的な施設の開放に努めるとともに茨城県西部メディカルセンターと地域住民が医療に関する問題意識を共有し、お互いが支え合う関係を構築できるよう努めること。また、<u>茨城県西部メディカルセンター及び筑西診療所（茨城県西部医療機構広報誌にじいろ）筑西市（広報筑西ピープル）</u>、さらには近隣市町村のホームページや広報紙等を活用し、情報の発信や共有を図ること。</p>	<p>中期目標は、法第25条に基づき、市が法人に対して指示する達成すべき目標であり、法人がこの目標達成に向けた具体的な取組については、中期計画において策定し業務を遂行する仕組みとなっております。ご指摘にある広報誌の位置付けについては、中期計画において検討されるものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	C 中期目標案は修正しないが、法人が中期計画策定の際に検討する
受付2-5	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築</p> <p>(1) 効率的な運営及び管理体制の確立</p> <p>医療環境の変化に的確に対応できるように、全職員が目標を共有し、協力して達成できるよう効率的な運営管理を実施すること。また、理事長を中心に、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告を踏まえ、各診療科等の経営分析や改善計画の策定、計画の進捗状況の定期的な把握等を行い、継続的な改善の下での<u>業務運営を実施すること。</u></p>	<p>また、理事長を中心に、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告を踏まえ、各診療科等の経営分析や改善計画の策定、計画の進捗状況の定期的な把握等を行い、継続的な改善の下での<u>業務運営を図る為に、機構の中に独立した特別監査委員会を設け、指摘、指導の基、業務運営を実施すること。</u></p>	<p>外部監査については、法の規定する条件に西部医療機構は該当しないため、法人の監査規程により実施している監査によって信頼性は担保されているものと考えております。また、法及び市条例の規定により、目標設定や評価等のPDCAサイクルの各過程において、外部有識者で構成される評価委員会が関与する制度としております。業務運営及び管理体制の改善に向けて様々な検討をしておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p>	C 中期目標案は修正しないが、法人が中期計画策定の際に検討する